

令和 7 年10月28日

神奈川県県土整備局長
池田 一紀 様

神奈川県県土整備局公共事業評価委員会
委員長 家田 仁

令和 7 年度神奈川県県土整備局公共事業評価に係る意見について

1 委員会の審議経過

神奈川県県土整備局公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）は、令和 7 年度評価対象の再評価 2 事業及び事後評価 4 事業について、次のとおり審議を行った。

- | | | |
|------------|-----------|--------------------------------------|
| 第 1 回委員会開催 | 5 月 19 日 | 現地調査 |
| 第 2 回委員会開催 | 8 月 8 日 | 事後評価事業の審議
(砂防、土地区画整理、道路分野 計 3 事業) |
| 第 3 回委員会開催 | 8 月 25 日 | 再評価事業、事後評価事業の審議
(河川、海岸分野 計 3 事業) |
| 第 4 回委員会開催 | 10 月 28 日 | 総括審議 |

2 委員会の審議結果

(1) 再評価事業の審議結果（別表 1）

再評価を行った 2 事業については、「継続」することが適当である。

(2) 事後評価事業の審議結果（別表 2）

事後評価を行った 4 事業については、相応の事業効果が発現していることが確認されたことから、現時点では、特段の改善措置や、改めて、事後評価を行う必要は認められない。

3 今後の事業の進め方に関する委員会の意見

(1) 再評価等における審議資料の充実

再評価の意義は、事業を進めていく過程で生じた、事業費や事業期間などの状況を的確に表現し、それらを丁寧に説明することにある。

また、事後評価の意義は、事業の効果、事業を通じて得られたレッスン等を整理し、後続する事業に継承していくことにあり、ここで得た知見は、公共事業に携わる関係者だけでなく、県民共有の財産である。

今後も、上記について十分考察したうえで、資料作成に努めてもらうとともに、委員会の意見なども踏まえ、審議資料の更なる充実に取り組んでいただくことを期待する。

(2) 事後評価の更なるアピール

これまで、事後評価の結果をアーカイブ化し、県民に公開してきたところであるが、委員会意見を踏まえてとりまとめた審議資料を有効活用し、より一層、事業への理解促進が進むよう取り組んでいただくことに期待する。

(3) 県民の目に触れにくく、認知度の低い事業等のPRについて

砂防、海岸、下水道等の事業は、人目に触れにくいこともあり、県民は、事業の必要性や効果等を十分に認知していない。こうした事業について、県民の十分な理解、協力が得られるよう、説明会や見学会等を活用していただきたい。

また、その他の分野も含め、公共事業の実施にあたっては、県民を巻き込んだ取組を充実し、県民とともに事業を進めていただくことに期待する。

なお、各分野の事業はそれぞれ連動する場合もあることから、これらが一体的なシステムとして機能していることを、県民に正しく理解してもらうことが肝要である。

別表 1 令和 7 年度 再評価事業の審議結果一覧表

〔 県事業 〕

分野	番号	事業名 〔事業箇所〕	再評価の 要件(注)	対応方針 案	審議 結果
河川	1	二級河川森戸川 河川改修事業 〔小田原市国府津地先〕	②	継続	対応方 針案のと おりとす る。
海岸	2	茅ヶ崎海岸（菱沼海岸地区）海岸高潮対策事業 〔茅ヶ崎市菱沼海岸地先〕	①		

(注) ①は、事業採択後 5 年が経過した時点で継続中の事業

②は、再評価実施後 5 年が経過した時点で継続中の事業

別表 2 令和 7 年度 事後評価事業の審議結果一覧表

〔 県事業 〕

分野	番号	事業名 〔事業箇所〕	事後評価 の要件(注)	対応方針案	審議結果
道路	3	県道26号横須賀三崎（三浦縦貫道路Ⅱ期） 道路改良事業 〔横須賀市林四丁目～三浦市初声町 高円坊〕	①、②	相応の事業効果が発 現していることが確認 されたことから、現時 点では、特段の改善措 置や、改めて、事後評 価を行う必要は認めら れない。	対応方針案 のとおりとす る。
海岸	4	茅ヶ崎海岸（中海岸地区） 海岸高潮対策事業 〔茅ヶ崎市中海岸三丁目地先〕	①、②		
砂防	5	新崎川 通常砂防事業 〔足柄下郡湯河原町鍛冶屋及び吉浜の 各一部〕	②		

〔 町事業 〕

分野	番号	事業名 〔事業箇所〕	事後評価 の要件(注)	対応方針案	審議結果
土地区画 整理	6	寒川駅北口地区 土地区画整理事業 〔寒川町岡田、大蔵、小谷及び宮山の 各一部〕	①、②	相応の事業効果が発 現していることが確認 されたことから、現時 点では、特段の改善措 置や、改めて、事後評 価を行う必要は認めら れない。	対応方針案 のとおりとす る。

(注) ①は、全体事業費が10億円以上の事業

②は、過去に再評価を実施した事業